

## 透明性の向上

### 1 意義

透明性の向上は、敵対国の誤解や誤算によって生じ得る危機を未然に防ぐための信頼醸成措置(CBM)の一環として発展してきた。特に、大規模な軍事力が秘密のベールに包まれた状態で集中的に配備されていた冷戦期の欧州大陸では、透明性の欠如が互いの軍事行動に関する誤解や誤算を招き、軍事衝突が発生する危険性があった。これを回避するため、欧州では 1950 年代から、情報交換、相互通知、検証などを通じて互いの軍事行動に予測可能性を持たせる提案がなされ、1975 年の欧州安全保障協力会議(CSCE)ヘルシンキ最終文書に結びついた。互いの秘密を減らし、より開かれた状態をつくるという透明性の向上は CBM の基本的な性質の一つである。

核兵器の軍備管理・軍縮においても、透明性の向上は、互いの誤解を防ぎ偶発的な核戦争を防止するという伝統的な CBM の一つとしての意義がある。また、冷戦時代に米ソ間で起きたような透明性の欠如によって生じる核軍備競争を避けるため、さらには、今後の核軍縮努力の進展を促すためにも、透明性の向上が必要と考えられている。また、核兵器国による核軍縮の進展の速度に対する非核兵器国の不満が強まる中で、核兵器不拡散条約(NPT)への信頼性を維持するためにも、核兵器国による透明性の向上は、核兵器国と非核兵器国との間の信頼醸成の観点からも重要な意義を有する。

近年では、核軍備管理・軍縮上の義務を実施する に当たっての 3 原則(透明性の原則の他、削減された核兵器が再び増加しないような措置を施すという不可逆性の原則、条約の締約国が条約義務を履行しているかを確認できる検証可能性の原則)の一つとして位置づけられている。透明性なくしては、不可逆的に核兵器が削減されていることを検証することは困難であるので、これら 3 つの原則の中でも、透明性の原則は、他の 2 つの原則の基礎となる最も重要な原則であると言える。なお、核兵器の透明性には、①過去に関する透明性として、過去の核実験、核関連事故、核分裂性物質生産量、核兵器の生産量、②現在に関する透明性として、核分裂性物質保有量、核兵器保有数、核兵器能力、相互査察・データ交換、既存・閉鎖核関連施設、核軍縮努力、ド

クトリン等様々な側面がある。

## 2 これまでの NPT 運用検討会議での合意

NPT 運用検討プロセスにおいて、近年、透明性の重要性が認識されてきている。

2000 年の NPT 運用検討会議の最終文書で合意された核軍縮に関する 13 の措置では、各国の核兵器能力に関する透明性の向上が、全ての核兵器国がとるべき措置の一つとして初めて合意された。また、2010 年の NPT 運用検討会議で合意された「行動計画」では、透明性が、不可逆性及び検証可能性と並んで、核軍縮・不拡散上の義務を実施するに際しての 3 つの原則の一つとして初めて合意された(行動 2)。また、核兵器国は、核兵器国としてとるべき具体的な核軍縮措置の進捗状況について、2014 年の準備委員会において報告することが求められた(行動 5)。さらに、全ての NPT 締約国は、行動計画及び NPT 第 6 条の実施について定期報告をすべきことが合意され(行動 20)、CBM の一つとして、核兵器国は、可能な限り早急に行動計画の進捗状況に関する標準的な報告様式(フォーム)に合意し、国家安全保障を損なわないよう自発的に標準的な情報を提供するための適切な報告間隔を決定するよう奨励された(行動 21)。これまでに、5 核兵器国は、上記の行動 5 に基づき、2014 年の準備委員会で自らが取っている核軍縮措置についての報告を実施したほか、2020 年 NPT 運用検討会議プロセスでは 2019 年の準備委員会に英国及び中国が国別履行報告を提出した。

## 3 核兵器国の透明性

米国とロシアは、以前から二国間の戦略兵器削減条約(START)の枠組みで、条約上の計算ルールに基づいた戦略運搬手段及び核弾頭の配備数を公表していた。

核兵器国による核兵器の数の公表については、2010 年 NPT 運用検討会議以降、次のとおり動きが見られた。米国は、「備蓄された核兵器の数」について、2010 年 NPT 運用会議におけるクリントン国務長官(当時)の演説で、初めて 5,113 個と公表した。米国はその後も更新された情報を公表し、2015 年 NPT 運用検討会議における演説でケリー国務長官(当時)は、4,717 個であると公表した。また、同会議では、現有の備蓄核兵器数のみならず、過去 20 年間で米国が解体した核弾

頭の数 10,251 個、また、更に約 2,500 個の核弾頭が解体待ちであることを初めて公表した。

英国は、2010 年 10 月の「戦略防衛・安全保障見直し(SDSR)」において、2020 年代半ばまでに、核弾頭の全体の備蓄の上限を 225 個 から 180 個まで削減するとともに、実戦用に利用可能な核弾頭数を 160 個から 120 個に削減すると発表し、2015 年 1 月、120 個への削減が完了したと発表した。

フランスは、2008 年 3 月、サルコジ大統領が核兵器国として初めて同国が保有する核弾頭の保有数を 300 発以下であると公表した(2015 年 2 月のオランド大統領、2019 年 2 月のマクロン大統領の演説でも同じ数字が再確認された。)

#### 4 日本の取組

日本は、上記 1 の意義を踏まえ、従来から軍備の透明性向上を CBM の一つとして重視してきた。核兵器に関する透明性の向上についても、従来からその重要性を指摘してきた。近年は、より行動指向的な核軍縮を目指すべきとの考えに基づいて、具体的かつ実地的な透明性の向上を訴えてきている。

例えば、2010 年の NPT 運用会議で採択された行動計画に盛り込まれた上述の核兵器国による核軍縮の進捗状況に関する 2014 年の準備委員会での報告(行動 5)や標準報告フォームの作成(行動 21)は、日本の提案に基づくものである。

2010 年運用検討会議の合意を受けて、日本は、標準報告フォームの一案を作成し、オーストラリアと共に 2010 年 9 月に結成した軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)の提案として、5 核兵器国に提示した。同標準報告フォーム案は、2015 年 NPT 運用会議に向けた 2012 年の第 1 回準備委員会において NPDI の共同作業文書として提出した。その後も NPDI は、2014 年の第 3 回準備委員会において、「透明性の向上」に関する共同作業文書を提出した。同作業文書は、透明性の原則は検証可能性及び不可逆性という核軍縮の他の 2 つの原則を支えるものであることを提唱し、また、核兵器国に対して標準報告フォームに合意した上で同フォームを用いて定期報告を行うことなどを求めた。

2015 年運用検討会議では、日本は、「透明性、報告及び運用検討プロセス強化」と題する作業

文書を独自に提出した。透明性の向上は、単に核兵器国の核戦力に関する情報開示を求めることだけではなく、NPT体制を引き続き維持・強化するためには、核軍縮が達成されるまでは核兵器の保有が認められる核兵器国による説明責任が果たされることが重要である。運用検討プロセスは核兵器国による説明責任を果たすためにNPTの第8条で規定されたものであり、透明性の向上はその一環と位置づけることができる。また、報告は、透明性の向上のための具体的な手段であり、このようなメカニズムを通じて、核兵器国と非核兵器国の信頼が醸成され、NPT体制が維持・強化されることになる。

こうした考えに基づいて提出された上述の日本の作業文書は、2012年にNPDI共同作業文書として提出した核兵器国が透明性を発揮すべき対象としての核弾頭数などを列挙した標準報告フォーム案に留まらず、報告メカニズムを運用検討プロセス強化という文脈の中で再構築している点に特徴がある。具体的には、①核兵器国は2017年に開催される2020年運用検討会議第1回準備委員会までに改めて標準報告フォームに合意し、同フォームは運用検討プロセスを通じて継続して改善される、②核兵器国は、同フォームを用いて、2018年に開催される第2回準備委員会以降、毎年、戦略・非戦略核や配備・非配備核弾頭の種類・数など、具体的な数値情報を伴う形で各核兵器国がとった核軍縮措置を具体的に報告する、③2019年に開催される第3回準備委員会において、核兵器国が前年に提出した報告をレビューするための特別セッションを設ける、④第3回準備委員会議長は自らの責任の下で2020年運用検討会議に対して評価報告書を提出する、⑤2020年運用検討会議は、報告メカニズムの実施における進展をレビューするとともに、その後のステップについて決定する、との内容であった。

2015年運用検討会議において、日本は、核軍縮を扱う主要委員会I及び運用検討プロセス強化を扱う主要委員会IIIの補助機関において、NPDI各国とも連携して、この提案を積極的に推し進めた。同運用検討会議は最終的に新たな行動計画を採択することはできなかったものの、フェルキー運用検討会議議長が会議最終日に提示した最終文書案には上記の日本の提案を基礎とした、運用検討プロセスの文脈における具体的な報告メカニズムの提案がかなりの程度で盛り込まれていた。

現在進められている2020年NPT運用検討会議(2020年4月末から開催される予定だったが、

新型コロナウイルス感染症の影響のため延期されている。)プロセスにおいては、いずれの準備委員会(2017年の第1回, 2018年の第2回, 2019年の第3回)においても, NPDIとして透明性の作業文書を提出し, また, 日本自身の履行報告書を提出した。さらに, 2015年NPT運用検討会議プロセスで提出してきた内容を踏襲しつつ, 2020年NPT運用検討会議で締約国が報告する際の標準フォーム案に改良を加えつつ, 2025年NPT運用検討会議プロセスにおける定期的な報告の実施を提案している。このように, 日本は, 核兵器に関する透明性向上に積極的に取り組んでいる。